



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会社名 神奈川中央交通株式会社
代表者名 取締役社長 三澤 憲一
(コード番号 9081 東証第1部)
問合せ先 総務部長 下島 功
(TEL 0463-22-8800)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（平成 27 年 5 月 18 日）開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 141 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 26 条および第 33 条の一部を変更するものであります。

なお、定款第 26 条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線の部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	定款変更案
(社外取締役との責任限定契約) 第 26 条 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、当該 <u>社外取締役</u> の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(取締役との責任限定契約) 第 26 条 当社は、 <u>取締役</u> （業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該 <u>取締役</u> の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
(社外監査役との責任限定契約) 第 33 条 当社は、 <u>社外監査役</u> との間で、当該 <u>社外監査役</u> の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(監査役との責任限定契約) 第 33 条 当社は、 <u>監査役</u> との間で、当該 <u>監査役</u> の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

以 上